



5月は「消費者月間」です。

「消費者基本法」改正前の「消費者保護基本法」が、昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

☆今年の統一テーマ

「みんなの強みを活かせる安全・安心な社会に一億総活躍～」

消費者、事業者、行政、それぞれの立場で、よりよい社会を作っていくよう協力しましょう。

次のような事例を参考にいただければと思います。

事例

家族と四人くらしのナワテさん（仮名）は、トイレの流れが悪いのが気になっていました。ある日一人で留守番をしていた時、冷蔵庫にはってあるマグネット広告の事業者に電話して、来てもらいました。事業者はトイレを見るなり、「全部交換しないとনাおらんよ」というので、怖くなり了解してしまいました。見積書はもらっておらず、どこをどう工事するかわかりません。工事が終わり、契約書を見ると30万円でした。家族が帰ってきたら怒られるし、どうしたらよいのでしょうか？

回答

トイレの詰まりで頼んだのに、不意打ち的に全部交換を勧められての契約なので、特定商取引法のクーリング・オフが可能です。この場合、特定記録郵便など証拠が残るように8日以内に書面で事業者へ通知する必要があります。

みんなが、安心・安全なくらしをするには、家族・友人・ご近所の協力が必要です。

※消費生活センターでは、消費者問題の啓発のために、国民生活センター発行の、「くらしの豆知識 2016」を無償で配布しております。数に限りがありますので、ご希望の方はお早めに産業観光課か消費生活センターまで！

困ったことがあれば一人で悩まず消費生活センターにお電話してください